

議会議員政治倫理審査会（第3回）

日 時 令和6年5月14日（火）
午前9時30分～

場 所 府中町議会議事堂 第1委員会室

議 事 日 程

議長に対する審査結果報告の調整

府中町議会政治倫理審査会
児玉利典委員長様



府中町議会議員
政治倫理審査会資料 4
(審査会には必ずお持ちください)

田中伸武

2024年5月8日 田中伸武

府中町議会政治倫理審査条例 第6条5に基づき書面を提出し、審査に係る問題を説明します。
5月2日の審査会を踏まえた意見です。

●審査請求「三つの誤り」

1、田中が5月2日の審査会で指摘した審査請求代表議員の「三つの誤り」(以下3点)への明確な説明がありません。いずれも事実誤認であり、審査請求に至る理由になりません。

①田中が「審査会勧告も議会議決も無視しながら文書を提出」などとするが、勧告を無視せず受け止めたから出せた文書である。議決は提出の後だから無視しようもない。事実誤認である。

②田中が「勧告した措置から逃れようとすることで一貫」などとするが、逃れず受け止めたからこそ議長に答えた。逃げずに議長とは何度もやりとりしている。事実誤認である。

③田中の文書に「違法となる根拠が示されていない」などとするが、自治法などを明記している。事実誤認である。同日、行政実例の解釈には異論が出たが、根拠を明示していたからこそ出た指摘ではないか。

●審査委員の公正さ問題

2、5月2日に最も多く質問、発言するなど審査に主導的だった議員は、審査会委員としてふさわしくない以下の行動を重ね、それを撤回しないまま審査に臨んでいます。同日も指摘しましたが、委員長は注意もありませんでした。審査会、ひいては議会の信頼が損なわれます。

・前回、審査委員でありながら自らのウェブサイト到大見出し記事「田中伸武議員のパワハラは許されない」(1月14日付・図はその一部)をアップ。「厚労省…定義の1～3の要素をすべて満たし…パワーハラスメントに該当します」と決めつけ、掲載し続けている。さらに審査中にも係わらず、マイクを使って個人を名指しする街頭宣伝を重ねた。不特定多数に「パワハラ」を印象づけて名誉を傷つけた。議員として品位が疑われる行為である。

二四五 通信

臨時号

田中伸武議員のパワハラは許されない

府中町議会は、今月9日(火曜日)に第1回政治倫理審査会を開きました。
以下は、第1回審査会での私の発言の概要です。

「議員が町民にパワハラか 府中町議会が「政治倫理審査会」で審議
町議会が議員を指導や不信任する 広野

はパワー・ハラスメントを行った疑い」です。
田中議員の一連の行為は、厚労省雇用環境・均等局によるハラスメント定義の1～3の要素をすべて満たし、パワーハラスメントに該当します。

「この後パワハラは認定されなかった」

・審査会がパワハラを認定しなかった（倫理基準違反の結論は出した）2月14日以降も、新たな記事（2月16日付）で「御託を並べてもパワハラ・不当要求の事実は消すことも薄めることもできません」と強調している。記事を掲載したまま、5月2日審査では審査会がパワハラ認定していないことを再三述べるなどブログの矛盾を露呈した。

●拙速避け議論尽くそう

3、5月2日審査会の冒頭、委員長は「意見聴取は1日限り」との趣旨の発言をしました。条例は意見する機会を制限していません。

聴取の中で数年前の出来事の根拠を求められ、手持ちの一部しか説明できない不十分なやりとりもありました。事前に具体的な論点が示されず、議員に十分な準備をさせない一方的な審査は不公正です。審査の議題は田中への聴取だったにもかかわらず、審査委員が一方的に意見を述べて答弁は不要とする場面もありましたが、委員長は止めませんでした。

こうした5月2日の議論を踏まえれば、ますます審査会が出席を求めることのできる「識見を有する者」の意見聴取をすべきと考えます。

議長が言うような「町長選前までの審査」は拙速な駆け込みであり、町民の疑念を招きます。公正な審査結果を導く体制ではありません。結論を焦らず議論を尽くしましょう。

以上